

公益財団法人日本パラスポーツ協会 評議員、役員及び最高顧問等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第16条、第33条、第34条、第35条及び第36条の規定に基づき、本協会の評議員、役員及び最高顧問等の報酬等並びにその支給基準について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- (1) 評議員とは、定款第13条に規定する評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第27条第1項に規定する理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 最高顧問、名誉会長、顧問及び参与とは、定款第34条、第35条及び第36条にそれぞれ規定する者をいう。以下この規程において「最高顧問等」という。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第1節 常勤役員

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬等は、月額報酬等756,300円(上限とする)を支給する。

2 常勤役員には、費用として1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支給定日及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支給定日は、毎月17日（その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

2 常勤役員の報酬等は、指定の銀行口座に振り込むものとする。

(新たに役員となった者の報酬等)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬等を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から報酬等を支給する。

(役員でなくなった者の報酬等)

第6条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬等を支給する。

- 2 役員が死亡したときは、その月まで報酬等を支給することができる。
- 3 役員が退職又は解任により役員でなくなったとき、又は死亡したときは退職手当を支給する。ただし、定款第32条第1項第1号の規定により解任された場合は支給しない。

(俸給の日割計算)

第7条 前2条の規程により報酬等を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その当月分の俸給については、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって、計算した額を支給する。

第2節 評議員及び非常勤役員

(報酬等の額)

第8条 評議員及び非常勤役員が、本協会の評議員会及び理事会への出席、その他業務の執行をしたときは、報酬等を支給する。なお、監事による監事監査も同様とする。

- 2 前項の報酬等の額は、1日につき10,000円とする。ただし、本人の申し出によりこれを辞退することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、最高顧問等は無報酬とする。

(費用の支払い)

第9条 前条の評議員及び非常勤役員が遠隔地から評議員会及び理事会への出席、その他業務の執行をするため、特別の経費を要する場合には、本協会の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

- 2 最高顧問等に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(支給方法)

第10条 報酬等及び費用は、評議員会及び理事会への出席、その他の業務の執行をする都度支給する。

(公表)

第11条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年12月1日）から施行する。
- 2 本協会には、当分の間、常勤監事を置かないものとする。
- 3 この規程は、平成27年4月1日より施行する。 第3条（報酬等の支給）
- 4 令和 3年10月1日 一部変更(第1条 名称変更・定款条文変更、第2条 定款条文変更、第6条第3項定款条文変更)
- 5 令和4年12月6日 一部変更 第8条、第9条、第10条 文言の修正